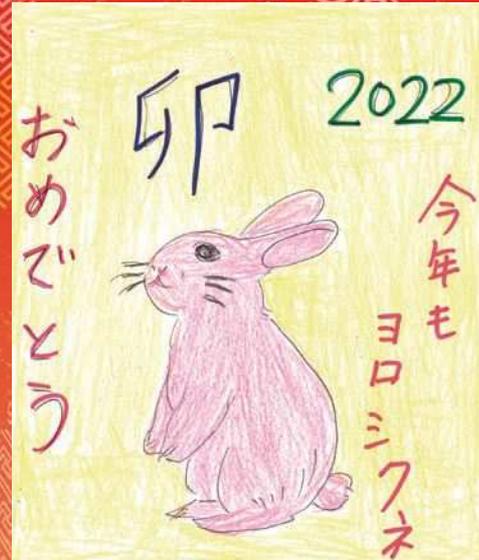




障害者の ゆたかな未来をめざして



「謹賀新年」 デイサービス宝南 和田 和代さん、城 静江さん、水谷 都美子さん、伊吹 紀子さん
※紹介が9ページにあります。

CONTENTS

- ▶ 私たちの実践 ～障害のある人の『働く』を支える～ P2～3
- ▶ 年頭挨拶 P4
- ▶ 消費税の更正請求で何が争われているか P6～7

2023年1月10日 毎月1回10日発行 一部100円(法人会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます)

発行 / 社会福祉法人ゆたか福祉会 〒457-0852 名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3
TEL 052-698-7356 FAX 052-698-7358 <http://www.yutakahonbu.com/>



ゆたか福祉会

検索

シリーズ 私たちの実践

〜障害のある人の「働く」を支える〜

第4回 ゆたか作業所「きっちんYutaka」

見通しをもちやりがいを感ぜられる
支援の模索と推進①



【事業と定員】
生活介護 ———— 40名
就労継続支援B型 — 15名

■はじめに

ゆたか作業所は1969年、全国で初めての無認可共同作業所として出発し、1972年の法人認可と共に法内施設となり、1985年に現在の地に移転しました。2009年に障害者自立支援法(当時)に基づき、多機能型事業所として新事業体系に移行し、現在に至っています。

今回は「きっちんYutaka」として、調理・配食事業を展開しているB型事業の就労支援について紹介します。



■作業所における授産事業の歴史

授産事業の歴史

初期、仕事は下請け作業が中心でした。転機となったのは1983年、ゆたか福祉会で初めての身体障害者通所授産施設(当時)としてリサイクルみなみ作業所が開設し、2年後その隣地に定員増を図ったゆたか作業所が移転、「混合利用(授産)」が始まったことでした。ビンや缶を選別するリサイクル作業にゆたか作業所の仲間たちも参加するなど、作業所全体が下請け中心の就労事業からフキンや園児服の製造販売を行う縫製事業や、ゴミ袋の製造販売事業等自主製品を軸にしたより本格的な就労支援活動に取り組みようになりました。

■リサイクルみなみ作業所の移転から新たな仕事起こしに

新たな仕事起こしに

2005年、様々な事情からリサイクルみなみ作業所が移転することになります。就労事業の柱であったリサイクル事業が無くなり、合わせて時代の流れから縫製事業やゴミ袋事業全体が、低迷期を迎えていました。このような中で、新たな就労事業の導入が重点課題となりました。

検討の視点は、作業の「安定性」「継続性」「十分な仕事量の確保」でした。1年間、就労事業の動向や外部研修等を行い検討を進める中で、給食提供が任意となる日中事業所に對して「お弁当」を昼食として提供

■事業の拡大の中で

見えてきた新たな課題

こうして「食品現場」は厨房横の食堂の一角で、仲間たちによる弁当の盛り付け作業を取り組むことになりました。今まで調理員さんたちが厨房内で作っていたお昼ご飯を、自分たちで弁当箱に盛り付けることは新鮮で、ミンやビン・缶と向き合っていた仲間たちも職員もイキイキと働く姿がありました。お弁当の提供数の拡大と合わせて仲間たちも徐々に増え、2015年には11名の仲間が働く現場となりました。

ただ問題も出てきました。その日の昼食のお弁当なので、10時半

には盛り付けを終えて配送に出発しないと間に合わないということ。また当時の厨房規模から弁当調理数は200食が上限であることによる発展性や提供する頃には冷たい食事になってしまい、特に冬には「温かいご飯が食べたい」という提供先での声も出されるようになりました。また衛生上の課題も大きく、常温状態での弁当配送は衛生的に常に綱渡り状態でした。保健所等から指摘があっただけでなく、同時期に近隣で同じような弁当調理を行っていた障害者事業所で食中毒が発生し、これらの課題の解決が必要となっていました。

■作業所建屋の 建て替え工事を契機に

「食品現場」として活動を始めて6年目の2014年、ゆたか作業所の目の前を走る名四国道沿いに緑地帯設置の話が国土交通省からありました。これと併せて作業所建屋の建て替え工事が急浮上し、新たな調理提供体制の具体化に向けた検討を進めていくこととなりました。

様々な調理システムの研究や実際に行っている外部事業所への見学等もを行い、「クックチル調理」による提供システムへの移行がベストと判断しました。クックチル調理を前提にした厨房づくりから始め、2016年1月、新しい厨房が「ぎゅちんYutaka」としてのスタートとなりました。

■「ぎゅちんYutaka」 の紹介

利用者定員は15名で、現在は9名の障害のある仲間たちが働いています。平均年齢29歳(2022年4月現在)と若い仲間たちが中心の現場であり、平均工賃は2021年度実績で29000円となっています。現在は1日約300食の食事作りと外部提供先への配送を事業として行っています。また「ぎゅちんYutaka」の名前が示すように、調理・配食事業を行うため支援員だけでなく、管理栄養士や調理員、配送運転手含め6名の職員が仲間たちの支援にあたっています。

■クックチル調理とは

「クックチル調理」は大量調理に適した計画調理方法で、調理後の食品を急速冷却し、喫食時間に合わせて再加熱し提供する調理システムです。冷凍保存とは違い、食品の劣化がなく、調理後5日間の保存が可能のため、提供日前に調理した食材を事前に保冷状態のまま配送することができます。

2022年現在、法人内の5ヶ所の日中活動事業所の昼食と、7ヶ所のグループホームに朝食・夕食の提供と事業の拡大を図ることができるようになりました。

■「ぎゅちんYutaka」 が大切にしたいこと を考えていたこと

お弁当時代の「食品現場」は、お昼の提供時間に間に合わせるため午前中は時間に追われ、職員や調理員が主導で、仲間たちは補助的な役割になっていました。こうした中でクックチル調理の導入は、お昼の時間に追われることなく、仲間たちの働きがいや達成感が実感できる支援を具体化することが

きるようになりました。高い工賃の保障を含め、仲間たちが主体的にイキイキと働き、活動する現場づくりを大切に、取り組んでいきたいと考えてきました。

しかし実際に「ぎゅちんYutaka」としての活動が始まると、今までのワンフロアで仲間や職員の顔が見渡せる現場とは違う難しさが出てきました。その一つがクックチル調理のシステム上、下処理(下ごしらえ)室、調理室、洗浄室、盛り付け室と小部屋に分かれることでした。仲間たちだけでなく職員集団も小集団となり、集団づくりの面だけでなく、就労支援の面からも現場実践になかなか踏み込んでいくことができませんでした。

こうした実態を踏まえ、管理職も交え現場で検討を行い「できるところから始めていこう」と2019年から具体的な取り組みの模索がスタートしました。クックチル調理からスタートした仲間が包丁を使い、野菜等を切る調理前の下ごしらえを行う下処理室に焦点を当て、仲間たちとの向き合いが始まりました。

〈次号へ〉

吉田博

新年のご挨拶

理事長 鈴木清覺



昨年も新型コロナウイルス感染症が猛威を奮い、沢山の感染者や濃厚接触者が法人内でも発生し、厳しい生活や事業運営を強いられた1年でした。世界では第2次大戦後はじめて、ロシアによるウクライナへの軍事進攻がなされ、多くのウクライナ国民や障害者が戦禍の中で大変な困難に遭遇しています。また、コロナやこの軍事侵攻の影響を受けて物価が高騰し、関係者の暮らしや法人財政にも大きな困難がもたらされています。

わがゆたか福祉会においては、事業と法人の創設者である鈴木峯保さんが突然に亡くなるという悲しみを体験しました。こうした困難はありましたが、

昨年は地域生活支援拠点事業・グループホーム「まーぶる」の建設完了と事業開始、福祉村から名古屋へ移行を希望する方々の「まーぶる」での受け入れ、そして福祉村の新しい将来構想の具体化へむけた建物の建設等がスタートしました。また、コロナ感染拡大の影響でストップしていたベトナムからの人材受け入れについても、6名の方が3つの事業所にそれぞれ着任することが出来ました。関係者のみなさんのご協力に感謝申し上げます。

新しい年を迎えましたが、ゆたか福祉会では利用者や家族のみなさんの高齢化がすすんでいます。今年はこの点に対応した諸条

件の整備や、実践的な取り組みをいっそう強化していくことが必要です。また、職員の世代交代や人材確保などもすすめていかねばなりません。さらには、人間の活動によって進行する地球の温暖化、気候危機は避けがたく進行しています。国連がよびかけるSDGsの取り組みを全関係者で推進していくことが求められています。

ゆたか福祉会に関わる全関係者が、ゆたか福祉会の掲げる「理念」をよくふまえ、団結してこの1年の諸課題を推進していただくことを願うものです。

内閣総理大臣表彰受賞!!

この度、当法人の鈴木清覺理事長が「障害者関係功労者表彰」を受賞しました。令和4年12月5日に東京の有明セントラルタワーにて表彰式が開催され、表彰状と記念品の授与が行われました。



前列右から四人目が鈴木理事長



優生保護法問題の全面解決をめざす 10・25全国集会」が開催されました！

その場に身を置く取り組みを

はじめに

当日、会場となった日比谷公園大音楽堂には全国から1400名が結集し、オンライン視聴でも1200名が参加した10・25全国集会。きょうされん愛知支部からも50名が参加。内、ゆたか福祉会からは15名の職員が参加しました。9月26日に行った名古屋提訴行動も含めて、その場に身を置いた職員”の声を紹介します。

10・25全国集会に参加して

優生保護法の全面解決をめざして

ライフサポートゆたか 今治 信一

集会の前半では、各地でたたか原告等から、裁判状況の報告と力強いメッセージが発せられ、参加者は原告らが語る壮絶な人生に聞き入りました。



の生の声や弁護団から優生保護問題の現状を教えていただきました。医者や親に騙されて中絶手術を受けさせられた方、上司や先生に言われてどうしようもなく不妊手術を受けさせられた方、すべての原告の方達が国からの謝罪を望んでいます。

私たちが原告の方達に出来る支援は、優生保護法問題について知り興味を持つこと、社会問題として伝えていく事で支援者の輪を広げていく事だと思えます。今後も優生保護法問題に向き合っていくと思います。

参加するという体験を通して

ライフサポートゆたか 早勢 滋

旧優生保護法で、強制不妊手術や中絶手術をされた被害者の多くが高齢になっており、全面解決が急がれています。この間コロナの影響で開催できなかった集會が行えたことは、目に見える形で国や

広げよう！支援者の輪

ゆたか作業所 松下 隼也

全国集会に参加して、各地の原告から

9・26名古屋提訴行動に参加して

関心の一步を

つゆはし作業所 深田 郁斗

昨今、ニュースや新聞でも耳にする機会の増えた『優生思想』という言葉。名の通り優劣をつけた捉え方を国が行ったこの歴史は、一人ひとりの尊厳を無視した行為であり、多くの苦しむ人々がいた事実は決して忘れてはいいけない問題です。

一人の人間としての自己決定の重み、自己決定が難しい方、必要とされる方への配慮も、この業界に携わる一職員としてもそうでない方も、改めて考えさせられる機会となりました。今の私たちにできることは、まず関心の目を持つことです。これからも考えることを止めず、自らの学びを続けていきます。

消費税の更正請求で何が争われているか 究極の目的は障害者の基本的人権確立

顧問 富田偉津男

No.3

6

1 税務署との争点

争点は①障害者総合支援法(以下支援法という)政令「人員設備運営基準」(以下基準という)第85条等工賃規定の解釈、②工賃は役務(労働)の対価か、否か、の2点です。

2 基準の工賃規定、 税務署のでたらめ解釈

工賃規定は基準第85条(生活介護)、第184条(就労移行支援)で第85条準用、第192条第3項(就労継続支援A型)(以下A型という)第201条(就労継続支援B型)(以下B型という)で以下のように定められています。

「利用者には、生産活動に係る事業収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額(以下相当額という)を工賃として支払わなければならない。」

税務署はこの条文を、(イ)相当額を利用者の作業量や作業時間で異なることなく、利用者人員で割って均等に分配するものである。(ロ)生産活動により工賃を支払う場合でも、その支払いは

福祉サービスの一環であると解釈しています。

各就労支援サービスの工賃規定を、素直に読めば収入から経費を控除した額の相当額は、すべて工賃に支払うことが規定されていると読めます。基準第192条第6項の就労支援事業経費として支給される訓練等給付費を工賃に充ててはならないという規定を併せ見ると、生産活動収益はすべて工賃として支払い、就労支援事業経費に充ててはならないと解釈するのが正解です。

利用者の作業量や作業時間を無視して、すべて均等に作業従事障害者の人員で割って支払うという解釈はどこから出てくるのでしょうか。

実はこの解釈は税務署の「再調査決定書」によれば、厚生労働省福祉課担当者の「証言」がその根拠となっており、法律の「文理解釈」等によるものではありません。

再調査決定書という法的文書に、法的には全く無効な氏名不詳、聴取日時不詳者の証言を根拠に、工賃は均等に分配するものと記載した決定的誤りを犯しています。

一般就労に向けての訓練の場合であるB型事業所で就労し、働いても働かなくても工賃は均等に支

払われるとしたら、障害者のモチベーションが上がるはずがありません。

そしてこの解釈の根源は障害者の蔑視からくるものです。障害者は福祉サービスの受給者であり、労働能力や意識も高くないので、工賃は均等でも文句を言う立場にないという障害者観に基礎を置く人権侵害の解釈です。

(ロ)の工賃は福祉サービス一環としての支払論は全く成り立ちません。支援法は福祉サービス等を定めています。現金等を支給する法律ではありません。税務署は勝手に利用者の働きに応じて支払われている工賃を「サービスの一環としての支払」に変えるという、およそ法治国家になじまない手段をとっており許されるものではありません。

3 税務署の工賃の役務対価 否定論は成り立たない

①工賃の対価性を法律は認めている

社会福祉に関しては、社会福祉法、障害者総合支援法、同政令(人員・設備・運営の基準)、同省令(社会福祉法人会計基準)等の法律が定めら

(表2) 就労支援事業製造原価明細書

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日

勘定科目	合計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高 計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			

れています。この全体を見ないと工賃の意義は理解できません。支援法の政令にて生産事業で生じた収益は、すべてそれに従事した障害者に工賃として支払うことが規定され、社会福祉法は第45条二十七で、省令で定める社会福祉法人会計基準により、貸借対照表及び付属明細書を作成し

なければならぬと規定しています。

会計基準第30条は付属明細書として「就労支援事業製造原価明細書」の作成を義務付けています。その製造原価明細書別紙3(16-2)の様式が示され、II 労務費の項目2で利用者賃金、同工賃が定められている。そしてこの製造原価明細書等により、法律の定めに従い生産事業収益がすべて利用者へ支払われているかを確認します。

就労支援に係る法の全体を見れば、工賃は製造原価を構成せず剰余金の分配であつて、役務対価の支払いではないという主張は、省令である会計基準第30条を見れば根拠がない事は明白です。

② 就労支援事業利用者はA型事業所を含め利用料を支払っている。

税務署は、B型事業所等の利用者は(イ)就労のための訓練、(ロ)利用料を支払っている等から雇用契約もなく請負・委任等の契約はないから、工賃は剰余金の分配だと断じています。そしてB型事業所等の利用者は利用料を支払っており、サービスの受給者であることを強調しています。しかしA型事業所も利用料は

法定されており、免除該当者以外はB型事業所等の利用者と同じように支払義務があり、利用料の有無は役務提供の対価の尺度になりません。支援法第5条第14項によりA型B型も一般就労に向けて支援サービスが行われており、B型事業所のみが訓練対象者ではありません。R3・6・28 社会保障審議会障害者部会資料P21(就労系障害福祉サービスの利用又は一般企業への就職迄)によれば支援の流れイメージ図で明確になっています。

③ 就労と工賃は利用契約で規定されている

利用者とは事業所は就労支援サービスの開始にあたり、利用契約書を交わし、サービス内容で生産活動の機会の提供を定め、第6条で生産活動と工賃の支払いを規定しています。A型事業所は雇用契約に基づく就労の機会の提供、一般就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練を行うと明記されている。



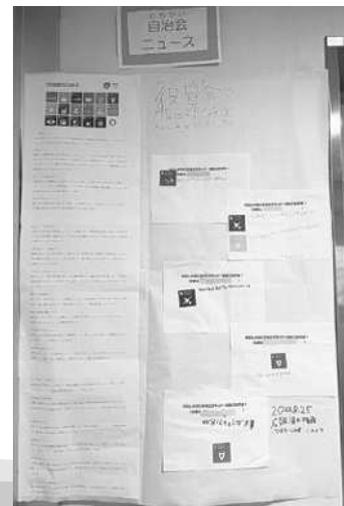
SDGsの目標をめざそう ～はじまった学びや取り組み～

その2

ふれあい共同作業所 SDGsの取り組み ～役員会から楽しく広める～

ふれあい共同作業所では「なかまの会役員会」を中心に、SDGsの取り組みを行っています。最初は「SDGsって知っていますか？」の問い掛けに、役員の方々からは「うん、知りません」「CMで見ただよよく分かんない」といった声が多くなりました。

役員会の中で17項目を一つずつ確認しながら、「今あなたが一番気になる項目」を考えていただくと、悩みなながらも「病院とかバスがもつと使えるようになったら良いと思うから、③すべての人に健康と福祉を」かな、「災害の時に水がないと大変だから、⑥安全な水とトイレを世界中に」です」「広島カープのファンで広島島の平和記念公園のことも知ったので、⑯平和と公正をすべての人に」です」等の声が寄せられました。



現在はこれらのご意見を役員の方々に紙に書いていただき、作業所廊下に項目一覧と共に掲示を行っています。この取り組みの中では、SDGsはまだ聞きなじみの薄い言葉であることを感じた一方で、項目内容を噛み砕き、一人ひとりの関心や好きなことと結びつけながら考えていくことで楽しくSDGsと距離を縮めていくこともできるのではと感じました。

今後まずは役員会を中心に、SDGsとふれあう機会をつくっていきたくと考えています。またこれを起点に役員会から各現場へ、そして作業所全体へ、将来的には地域へもSDGsの取り組みを楽しく広げていくことも目指していくことができたらと感じています。

大石雅生

ベトナムの文化を知ろう!

今月のベトナム豆知識 < ファッション >

(Áo dài) アオザイ

正装として着用するベトナムの民族服だよ。高等学校では制服にもなっているんだって

2020年1月に開催した「国際セミナー」でフォン学部長も着ていたね!





11月

9日(水)	作業改善ゼミ
11日(金)	基礎研修
14日(月)	事業運営推進会議
15日(火)	保護者連合会定例会
16日(水)	新管理職研修
18日(金)	広報・ホームページ編集委員会/ 食と健康推進委員会
22日(火)	デイサービス宝南・ ケアサポート宝南運営指導
23日(水)	所長会議
26日(土)	理事会
28日(月)	強度行動障害者支援者 養成講座(基礎)~29日/ 研修部会議
30日(水)	副所長会議

賛助会員新規加入者・更新者ご芳名一覧
(12月1日~12月6日手続き分) 順不同敬称略

森素子	鈴木 やす	後藤 和治	野村 文男	篠田 侑子	猪飼 節美	亀田 やよい
西尾 明	飯田 輝男	伊藤 浩	大野 洋志	畠山 由美	赤星 俊一	伊藤 智恵子
古川 英利	小野 敏弘	山口 信二	柳 進	安田 訓明	堀池 育志	飯田 立輝
	あすなる園	伊藤 光	シタラ建材	鈴木 直人	ダイキ米穀店	(株)イリエ

ありがとうございました

一般寄附(11月)

白井 公子 篠山 治人
ACCJ/NIS 中部ウォーカーソン

順不同敬称略

表紙の作者紹介

謹賀新年

デイサービス宝南

デイサービス宝南では12月の取り組みとして、年賀状作成が恒例行事となっています。

以前は、施設内で貼りだしたり、お世話になった方達に新年の挨拶として渡したりしていました。近年では「ゆたかの広報誌に応募しよう!」と皆さんで取り組まれており、「今回は私の作品載るかな。載ったらうれしいなあ」と、掲載されることがモチベーションになっています。

また、「この方、上手に作るね」と感想を述べるなど、他の作品を見る事も楽しみの一つとなっているようです。オリジナルで完成される方、職員と一緒に作る方、色塗りのみの方、消しゴム版画を作って年賀状を仕上げる方もみえ、皆さんそれぞれに取り組まれ個性豊かな作品になっています。



広報・480号

2023年1月号(2023年1月10日発行)
定価1部100円
法人協会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます
発行・編集 / 社会福祉法人ゆたか福祉会
印刷 / 株式会社東海共同印刷

法人協会費・賛助会費・寄附金など福祉会への申し込み、ご送金は

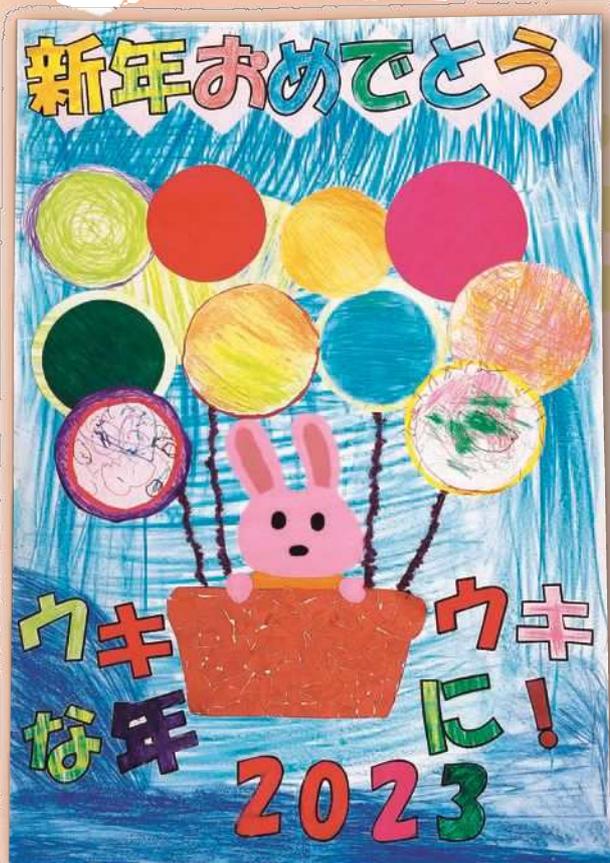
法人協会費 = 年間1口6,000円、
賛助会員(個人1口3,000円、企業団体等1口5,000円)

●銀行口座 名義はいずれも社会福祉法人ゆたか福祉会

- ・三菱UFJ銀行 柴田支店 普通預金 291-884
- ・中京銀行 鳴海支店 普通預金 150-425

●郵便振替口座 00820-8-54026 社会福祉法人ゆたか福祉会

あかつき共同作業所



ウキウキ班

2023年
私たちの
メッセージを
お届けします。

ゆたか生活支援
事業所みどり



森井 照子さん



倉橋 義一さん



岡本 慎さん

第2ゆたか
希望の家



松井 香澄さん

ゆたか作業所



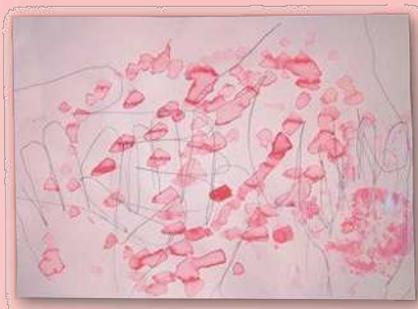
軽作業現場



田中 徳幸さん



「ぴよんぴよん」

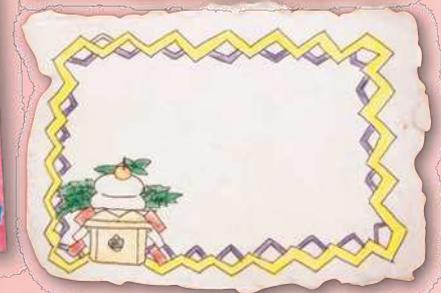
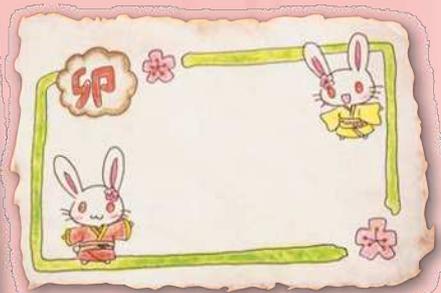


内田 佑さん

デイ現場



「私はうさぎ。よろしくね！」



紙すきデザイン班

つゆはし作業所



斉藤 静香さん

みのり共同作業所



内山 寛昭さん



デイサービス宝南

みらいろ



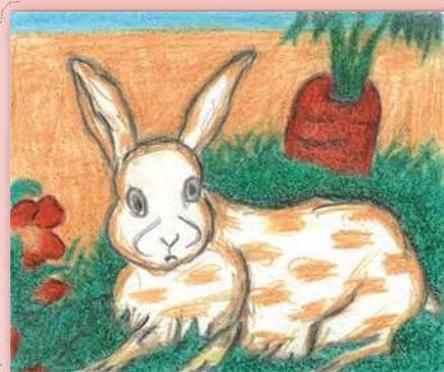
さくら班



渡辺 洋子さん



花井 美恵子さん



今枝 廣子さん

